

平成 28 年度厚生労働科学研究費補助金（地域医療基盤開発推進研究事業）
総括研究報告書

看護師の特定行為に係る研修制度の普及等に関する研究

研究分担者 神野 正博（全日本病院協会 副会長）

研究要旨

特定行為に係る看護師の研修制度が施行され、今後の円滑な普及に資することを目的として本研究を行った。本研究は、2つの研究で構成した。

1つ目は、特定行為研修の円滑な実施に向けて、研修の質の担保に着目し、指導者の育成に資するよう、指導者講習会のプログラムの充実に向けた調査を実施した。結果として、現行の「看護師の特定行為研修に係る実習等の指導者研修の開催の手引き」で示した指導者講習会のプログラムは概ね支持された。しかしながら、今後制度が普及していく中で、参加者のニーズに合わせて、制度の枠組みだけではなく、指導者講習会の開催前に参加者の背景や知識の確認、また、受講動機の把握をするとともに、より実践的な制度の意義の共有、修了者の実践事例、実際の事例を踏まえた特定行為研修における課題等の内容も含めていくことが有用であると考えられた。指導者講習会の企画・実施者については、当該制度の知識、一般的な教育理論の知識、ファシリテート能力が必要であるとともに、プログラムの内容に合わせ、指導者講習会の研修責任者が選任することが現実的かつ適当であることが考えられた。また、指導者講習会を円滑に実施する工夫としては、企画・実施に携わる者の間で事前の打ち合わせにより内容を共有することが有用であることが考えられた。

2つ目は、特定行為研修を修了した看護師が各医療現場において手順書による指示に基づくケアを円滑に提供する一助となるよう、手順書の作成と実践に関する調査を実施した。手順書の作成と手順書による特定行為の実践に関する現状と課題の把握及び活動上の工夫を収集することを目的として本研究を行った。その結果、手順書の作成と実践に関する課題として、「手順書による特定行為の実践のための環境作り」と「具体的な手順書の作成」に関する課題が抽出された。「手順書による特定行為の実践のための環境作り」では、制度の周知については、施設の関係者だけでなく、広く、国や地方自治体や関係団体等においても実施していくことが重要だろう。また、今後さらに知見を集め、手順書による特定行為の実施も含めた好事例を提示することは円滑な修了者の活動を支援するものになるだろう。

A．研究目的

保健師助産師看護師法の改正により、平成 27 年 10 月から特定行為に係る看護師の研修制度が創設された。制度の円滑な普及を図るためには、特定行為研修における効果的な指導の実施を推進するとともに、特定行為研修修了者が安全かつ適切に手順書により特定行為を実施する体制の整備として、医療現場において、特定行為の実施に係る適切な手順書が作成及び検証が行われることが必要である。

本研究は、特定行為に係る看護師の研修制度の普及を円滑に推進するための方策をとして2つの研究課題を設定し、指導者に対する特定行為研修に必要な指導方法等に関する講習会のプログラム案及び講習会の企画・実施者の要件の検討及び特定行為の実施に係る手順書の作成や実践への課題の把握とその工夫の収集を行うことを研究目的とした。

研究課題 に関しては、特定行為研修の質を担保するため、平成 26 年度厚生労働科学研究費補助金「診療の補助における特定行為等に係る研修の体制整備に関する研究」(主任研究者:春山早苗)において作成された「看護師の特定行為研修に係る実習等の指導者研修の開催の手引き」を踏まえ、平成 27 年度厚生労働省「看護師の特定行為に係る指導者育成事業」において看護師特定行為研修指導者講習会が開催されている。しかし、当該手引きは、特定行為研修の施行前に検討されたものであり、当該指導者講習会の

評価及び実際の指導者の役割等に係る調査を踏まえた見直しが行われる必要がある。このため、本研究では、当該制度の施行後の時点における指導者講習会のプログラムについて検討するため、現行のプログラム評価に加え、指導者講習会の企画・実施者に係る要件の検討を行った。

研究課題 に関しては、平成 27 年度厚生労働省「看護職員確保対策特別事業」の「特定行為に係る手順書例集作成事業」において、標準的な手順書例集が作成されているところであるが、手順書の作成までのプロセスに関する内容は含まれていない。このため、本研究では、特定行為の実施に係る手順書が、医療安全の観点を踏まえつつ医療現場において円滑に普及されるよう、医療現場での手順書の作成及び実践に関する状況についての調査を行い、作成や実践にあたっての課題、また行っている工夫をとりまとめることとした。

B．研究方法

1) 指導者育成の充実に向けた指導者講習会の実施に係るプログラムの検討については、指導者講習会の参加者を対象として「1．参加者属性に着目した指導者講習会のプログラムの評価(受講当日評価)」、過去に指導者講習会を修了している者を対象として「2．参加者属性に着目した指導者講習会のプログラムの評価(受講後評価)」、また指導者講習会で講師(タスクフォース)を務めた者を対象として

「3. 指導者講習会の講師（タスクフォース）を務めるために必要な準備、能力の検討」のための質問紙調査をそれぞれ行い、「4. 有識者会議」により、指導者講習会の開催方法（プログラム内容、指導者講習会の企画・実施者の要件等）の検討を行った。

2) 特定行為の実施に係る手順書の作成に関する研究については、特定行為研修の修了者に対して質問紙調査及びインタビュー調査を行った。質問紙調査においては、手順書の作成状況と実践についての実態調査を行い、作成や実践の段階における課題や工夫について聞いた。また質問紙調査に回答した者のうち、同意があった者に対して、対象者自身や施設における課題や取り組んだ工夫についてインタビュー調査を実施した。

なお、2つの研究とも専門家会議により、調査結果を基に内容の精査や結果のとりまとめを行った。

C. 研究結果

1) 指導者講習会の参加者、また講習会修了後の参加者現行の「看護師の特定行為研修に係る実習等の指導者研修の開催の手引き」で示した指導者講習会のプログラムの理解度、有用性はともに高く評価された。指導者講習会の企画・実施者

2) 特定行為の実施に係る手順書の作成に関する研究については、「手順書による特定行為の実践のための環境作り」と「具体的な手順書の作成」特定行為の実施に係る手順書の作成に

関する研究については、施設内での制度の認知度が低い、手順書により指示を出す医師、協働する医療者間での制度の認知度が低い、施設内での特定行為の手技の再修得、研修修了者の立ち位置や働き方の明確化の課題があり、「具体的な手順書の作成」では、手順書に記載すべき項目に沿ってベースの作成、指示内容の具体性の検討、施設にあった表現・内容、組織内で統一したケアの提供、施設内の委員会等で手順書の内容の確認、使用の許可の課題が挙げられた。

D. 考察

本研究では、指導者育成の充実に向けた指導者講習会の実施に係るプログラムの検討において、指導者講習会の実施に係るプログラムの改訂案及び講師の要件をとりまとめた。また、

特定行為の実施に係る手順書の作成に関する研究においては、手順書の作成と手順書による特定行為の実践における課題と工夫の事例を収集した。

現行の「看護師の特定行為研修に係る実習等の指導者研修の開催の手引き」で示した指導者講習会のプログラムは概ね支持されたものの、今後制度が普及していく中で、参加者の指導者講習会に求めるニーズも変化していくことが予想される。すでに、制度の枠組みだけではなく、より円滑に学びの多い指導者講習会とするためには、指導者講習会の開催前に参加者の背景や知識の確認、また、受講動機の把

握をするとともに、より実践的な制度の意義の共有、修了者の実践事例、実際の事例を踏まえた特定行為研修における課題等の内容も含めていくことが有用であると考えられた。

指導者講習会の企画・実施者については、さらに検討が必要であるが、当該制度の知識、一般的な教育理論の知識、ファシリテート能力が必要であるとともに、プログラムの内容に合わせ、指導者講習会の研修責任者が選任することが現実的かつ適当であることが考えられた。また、指導者講習会を円滑に実施する工夫としては、企画・実施に携わる者の中で事前の打ち合わせにより内容を共有することが有用であることが考えられた。

E．結論

本研究では、課題1により指導者講習会のプログラム改正に関する提言のとりまとめ及び指導者講習会の講師の要件を提示し、課題2により手順書のヒント集を作成した。

特定行為研修制度の推進に多いに寄与するものとする。本研究により提示したツールが特定行為研修修了した看護師の支援となることを期待したい。

F．研究発表

なし

G．知的財産権の出願・登録状況

なし

H．参考文献

なし